

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第24条の2第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる校長 <u>7,000円</u></p> <p>(2) 条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる教頭 <u>7,000円</u></p> <p>(3) 条例第22条第1項第3号に掲げる主事 <u>6,000円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第24条の2第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1号及び第2号に掲げる校長 <u>6,000円</u></p> <p>(2) 条例第22条第1号及び第2号に掲げる教頭 <u>6,000円</u>（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第3条の規定により教職調整額が支給される職員にあっては、<u>4,000円</u>）</p> <p>(3) 条例第22条第3号に掲げる主事 <u>4,000円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。